

平成16年第5回朝日町議会定例会会議録(第1号)

平成16年10月28日(木曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第55号、議案第56号

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号、議案第56号

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

出席議員(16人)

1番 脇 四計夫 君

2番 長崎 智子 君

3番 水野 仁士 君

4番 蓬澤 博 君

5番 脇山 勝昭 君

6番 大森 憲平 君

7番 河内 邦洋 君

8番 水島 一友 君

9番 河内 正美 君

10番 梅澤 益美 君

11番 中陣 將夫 君

12番 松倉 彰夫 君

13番 吉江 守熙 君

14番 廣田 誼 君

15番 稲村 功 君

16番 松下 宏一 君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 魚津 龍一 君

助 役	追 分 悠紀夫 君
教 育 長	永 口 義 時 君
総 務 政 策 課 長	大 森 敏 一 君
税 務 財 政 課 長	吉 田 進 君
町 民 ふ く し 課 長	林 和 夫 君
ま ち づ くり 振 興 課 長	永 口 明 弘 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	柳 下 善 一 君
あ さ ひ 総 合 病 院	
事 務 部 長	澤 田 雅 文 君
消 防 本 部 総 務 課 長	善 万 敏 雄 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	竹 内 寿 実
議 事 係 長	竹 谷 俊 範

(午前10時00分)

#### 開会の宣告

議長(梅澤益美君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は16人で、定足数に達しておりますので、これより平成16年第4回朝日町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いします。

#### 会議録署名議員の指名

議長(梅澤益美君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

16番 松下 宏一 君

1番 脇 四計夫 君

を指名いたします。

#### 会期の決定

議長(梅澤益美君) 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(梅澤益美君) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

#### 議案第55号、議案第56号

議長(梅澤益美君) これより、議案第55号 朝日町の職員等の期末手当の特例に関する条例制定の件、議案第56号 朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止の件を議題といたします。

#### 提案理由説明

議長(梅澤益美君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君）平成16年第5回朝日町議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第55号 朝日町の職員等の期末手当の特例に関する条例制定に関する件は、国の三位一体改革の推進など、国、地方を取り巻く行財政環境が極めて厳しい状況にある中、町といたしまして、一層の行財政改革の推進・徹底に取り組むことが喫緊の課題であるとの観点から、今回、町の一般職員を初め、議会議員、町長、助役及び教育長の本年12月及び来年6月の期末手当の支給割合を引き下げようとするものであります。

議案第56号 朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止の件は、国家公務員の寒冷地手当について支給地域や支給額など抜本的な制度の見直しが行われ、朝日町においても現行の支給地域から除外されたこと等に伴い、さきにも申し上げましたように、昨今の町の厳しい財政事情や国の制度改定の趣旨をかんがみ、本年から町職員の寒冷地手当について、その支給を廃止しようとするものであります。

町といたしましては、今後とも効率的な業務遂行と行政サービスに努めるとともに、町民の公務に寄せる期待と要請にこたえるべく、一層職務に精励してまいり所存であります。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦勞さまでございました。

これより議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時04分）

〔休憩中に、総務政策課長（大森敏一君）が議案第55号及び議案第56号について細部説明を行う〕

（午前10時11分）

議長（梅澤益美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

議長（梅澤益美君）これより、上程されております議案第55号 朝日町の職員等の期末手当の特例に関する条例制定の件、議案第56号 朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止

の件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては、挙手をするとともに、発言ボタンを押し  
ていただきますようお願いいたします。

質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（梅澤益美君）質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

## 討 論

議長（梅澤益美君）これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

1 番、脇四計夫君。

〔1 番脇四計夫君登壇〕

1 番（脇四計夫君）1 番、日本共産党、脇四計夫です。

私は、今臨時議会に付議されております朝日町の職員等の期末手当の特例に関する条例制定の件及び朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止の件に反対の立場から討論に参加します。

まず、議案第 55 号であります。期末手当に関する条例制定の件であります。これは朝日町長及び助役の給与その他の給与及び旅費支給条例、朝日町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、朝日町の職員の給与に関する条例、その他の条例にかかわる特例であると認識します。

私は、前 2 つ、つまり町長、助役にかかわる部分と議会議員にかかわる部分には異論はなく、賛成する立場です。しかし、職員の給与に関しては、法律と判例に違反する条例であると考えます。

ことしの人事院勧告は、本俸、期末手当とも、昨年と同様とすることとして増減はありませんでした。富山県においても、また県下の朝日町を除く市町村でも、人事院勧告に準拠して据え置きをしていると認識しています。地方公務員法第 24 条第 3 項は、職員の給与は生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の給与、その他事情を考慮して定めなけ

ればならないと定められています。これが人事院勧告に準拠すると言われるものです。

そもそも人事院勧告は、憲法ですべての労働者に保障されているストライキ権を初めとする争議権の代償措置だと言われています。この基本的人権の代償措置を町長といえども、議会といえども犯すことはできません。過去に特例に関する条例制定が行われています。それは、昭和 48 年、49 年、あの石油危機など物価狂乱による緊急的な期末手当の増額でした。これはもちろん人事院勧告があり、それに準拠したものでした。

今議会に提案されている職員の給与に関する特例の条例は、朝日町職員の期末手当を 0.4 カ月分カットするという内容です。しかも、1 年の特例にするというのですが、そのような事情がどこにあるのでしょうか。財政難が原因とするのならば、他の自治体でも同じではないですか。1 年だけで財政事情が改善するとも思えません。今回のような恣意的な条例制定を許せば、法治国家とは言えないではありませんか。

長引く不況のもとで、リストラ、解雇の嵐が野放しに吹き荒れているもとで、多くの町民、住民の苦しみははかり知れないものがあります。公務員に対する身分も給与も安定しているとの羨望的感情が存在することも否定はいたしません。そこで、私は、町の職員には地方公務員法第 30 条を常に心得てほしいと望みます。30 条には「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。そして、企業の少ない朝日町では、一番労働者の多い事業所は役場とその出先、病院に勤務する朝日町の職員です。しかも、町民の税金で給与を得、生活を支えている皆さんです。皆さんの消費が町の経済を支えているというくらいの気持ちを持ってほしいと思います。商店街、商店営業を守るために「買い物は朝日町です」という姿勢を職員の皆さんにはお訴えをします。そのような職員の姿が町民に理解されるようになれば、私は職員の皆さんの要望や苦しみについても町民の皆さんは理解をし、声援を送ってくれるものと信じています。

次に、議案第 56 号についてであります。朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止の件について反対をします。

ことしの夏の人事院勧告は、寒冷地手当について支給地の 4 割を削減し、支給額も平均 4 割引き下げるといった内容の勧告をしました。これに対して、344 の地方議会では反対決議や意見書を採択しています。勧告では、一度に削減するのでは影響が大きいとして、最長 6 年をかけて削減していくという内容です。ところが、今議会に出されたものは、ばっさりその寒冷地手当をなくすというものです。石油が高騰しているこの冬です。富山県や各自治体で

は人事院勧告に準ずる方向であると認識します。町の姿勢はまさに寒々しい仕打ちではないでしょうか。

さきにも述べましたが、地方経済に及ぼす影響も大きいものがあります。また、地方交付税には、寒冷地手当支給地には一定額が加算されています。その分はもらうが、職員の寒冷地手当はゼロにするという、このような矛盾をどう考えればよいのでしょうか。相次ぐ仕打ちに、町長は日ごろ職員との良好な信頼関係が大切だと述べられていますが、その言葉がなぜか空虚に思えてなりません。

議会の賢明な判断を期待して、討論を終わります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、賛成討論はございませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（梅澤益美君） 討論がないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

## 採 決

議長（梅澤益美君） これより、上程されております議案第 55 号 朝日町の職員等の期末手当の特例に関する条例制定の件、議案第 56 号 朝日町の職員の寒冷地手当に関する条例廃止の件の採決をいたします。

今ほど討論において反対討論がありましたので、議案を分けて採決をいたします。

最初に、議案第 55 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（梅澤益美君） 起立多数であります。

よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 56 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（梅澤益美君） 起立多数であります。

よって、議案第 56 号については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（梅澤益美君） 次に、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君） 議員各位には大変繁忙のところ臨時議会にご出席いただきましてありがとうございました。

議案第 55 号なり議案第 56 号なりにつきましては、ご指摘がありましたような単独で提案しているつもりはございませんので、ある意味では労使交渉の中でお互いに譲り合っような臨時会になったということをご理解いただきたいのと、朝日町の職員の定数がある以上は、その定数をふやすわけにはいきませんので、そして今現在、長期療養で休んでいる職員がいるわけでありまして。私は公私ともに、その職員は、復帰は不可能だと思っています。しかしながら、本人から辞めるという話がない以上は、その職責を外すわけにはいきません。そういう現状もあるということだけきちっとご理解いただければ幸いと、かように思いますし、朝日町の職員は確かにご指摘されますように一番大きな企業であることは私も感じておりますが、果たしてその職員が、じゃ朝日町で年暮れに開く課内の宴は朝日町でやるかということについてはなかなか強制はできませんし、職員がみずから選択をするわけでありまして。そういう事情もあるということをご理解いただきたいと、かように思う次第であります。

ただ、三位一体の改革につきましては、皆さん方もご存じのように毎週火曜日議論されてきておられるわけでありまして、今週も 26 日だったと思いますが、議論なされておりますが、各省庁は地方 6 団体に対する考え方については賛同されていないように私は受けとめております。11 月 17 日には地方 6 団体が改めて全国大会を開きまして、地方 6 団体の意思を確認することに相なっておるわけでありまして。そういう中で確かに今後の朝日町をどうするかという問題点につきましては、広い範囲で各方面から議論をしていただくように今作業に入っておりますので、多分専決処分になるかもしれませんが、その委員の報酬等につきましては、報酬等審議会、その他の審議会の費用弁償に合わせたような形で考えておりますので、その節は深いご理解をいただきたいと思っております。

ことは、台風がよく日本に参ります。その都度、職員がそれぞれの対応について努力を

しております。今まで来た 16 号なり 18 号なりにつきましては、そんなに被害はございませんでしたが、さきの 23 号、19 日から 21 日にかけての台風につきましては、富山県には 20 日午後 11 時ごろに最接近し、町内でも 20 日の夜から 21 日未明にかけて猛威を振るい被害があったところであります。

町関係の主な被害につきましては、暴風雨により西部保育所など 5 つの保育所における屋根の損壊やあさひ総合病院車庫の屋根の損壊、小・中学校の煙突やガラスの破損、林道大平線など 3 力所におけるのり面崩壊などのほか、街路樹を初め、役場や小・中学校などの公的施設の庭木の倒木など、広い範囲にわたって被害がありました。

町では台風の接近に合わせて消防団の方々による警戒や応急活動を初め、職員においてもパトロールや応急措置を行ったところであります。また、公共施設以外の一般住宅や民間施設等につきましても、町内全域において程度の差はあるものの建物の破損や倒木、停電など数多くの災害が見受けられましたが、人的災害がなかったことについては幸いであったというふうに思っております。

また、今月 23 日夕刻に発生し、今なお予断を許さない状況にあります新潟中越地震につきましては、現段階では町内における被害報告は受けておりませんが、町といたしましては、25 日以降、被災地である新潟県に対する支援措置として、役場庁舎を初め、あさひ総合病院、なないろ K A N、ショッピングセンター「アスカ」に義援金の募金箱を設置したほか、500 ミリリットル入りペットボトルの飲料水 1 万本を送ることを決定、現在送付先について新潟県と調整しております。

そういう災害があるごとにすべて点検をしておるところではありますが、多分にも行き届かないところがあって、町民の皆さんにも若干の問い合わせをいただきました。地震に関する器械につきましても、雷で壊れておりましたので、当町におきます地震の震度が気象庁の発表にはなかったというのが現実でありますので、早急に対応するように指示したところであります。

新潟県の中越地震につきましては、ある程度の地震のおさまり具合を見て、町としても富山県町村会としても対応を考えていくというふうに考えておりますので、議員各位におかれましてもそのようお願いを申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、一日も早い地震の終息と被災地の復旧・復興を祈っております。

本日は重ねて御礼を申し上げて、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

### 閉会の宣告

議長（梅澤益美君） 以上で、平成 16 年第 5 回朝日町議会臨時会における審査はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対し感謝申し上げます。また、当局におかれましては、誠意を持って答弁に当たられ、まことにありがとうございました。

これをもって平成 16 年第 5 回朝日町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでございました。

（午前 10 時 31 分）